

第 4 1 号議案

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

足立区介護保険条例（平成 1 2 足立区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条各号列記以外の部分中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 1 号中「2 万 3, 7 6 0 円」を「2 万 4, 3 6 0 円」に改め、同条第 2 号中「3 万 9, 4 8 0 円」を「4 万 5 6 0 円」に改め、同条第 3 号中「5 万 5, 3 2 0 円」を「5 万 6, 8 8 0 円」に改め、同条第 4 号中「6 万 8, 7 6 0 円」を「7 万 6 8 0 円」に改め、同条第 5 号中「7 万 8, 9 6 0 円」を「8 万 1, 1 2 0 円」に改め、同条第 6 号中「8 万 5, 3 2 0 円」を「8 万 7, 7 2 0 円」に改め、同号ア中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加え、「とする。以下この条において同じ。」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「第 1 3 号イ」の次に「、第 1 4 号イ、第 1 5 号イ又は第 1 6 号イ」を加え、同条第 7 号中「9 万 5, 6 4 0 円」を「9 万 8, 1 6 0 円」に改め、同号ア中「2 0 0 万円」を「2 1 0 万円」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「第 1 3 号イ」の次に「、第 1 4 号イ、第 1 5 号イ又は第 1 6 号イ」を加え、同条第 8 号中「1 1 万 6 4 0 円」を「1 1 万 3, 6 4 0 円」に改め、同号ア中「2 0 0 万円」を「2 1 0 万円」に、「3 0 0 万円」を「3 2 0 万円」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「第 1 3 号イ」の次に「、第 1 4 号イ、第 1 5 号イ又は第 1 6 号イ」を加え、同条第 9 号中「1 1 万 4, 6

00円」を「11万7,720円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「第13号イ」の次に「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」を加え、同条第10号中「11万7,720円」を「12万9,840円」に改め、同号ア中「600万円」を「500万円」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「第13号イ」の次に「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」を加え、同条第11号中「14万2,200円」を「14万6,040円」に改め、同号ア中「600万円」を「500万円」に、「800万円」を「700万円」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「第13号イ」の次に「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」を加え、同条第12号中「15万7,920円」を「16万2,240円」に改め、同号ア中「800万円」を「700万円」に、「1,200万円」を「900万円」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「次号イ」の次に「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」を加え、同条第13号中「18万1,680円」を「20万2,800円」に改め、同号ア中「1,200万円」を「900万円」に、「1,800万円」を「1,200万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第15号イ又は第16号イ」を加え、同条第14号中「21万3,240円」を「36万5,040円」に改め、同号を同条第17号とし、同条第13号の次に次の3号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 24万3,360円

ア 合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 28万3,920円

ア 合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

（16） 次のいずれかに該当する者 32万4,480円

ア 合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第15条第1項中「地方税法第292条第1項第13号に規定する」を削る。

付則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第12条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2

項の規定によって計算した金額の合計から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の足立区介護保険条例第12条の規定は、令和3年度分からの保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

介護保険料率を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。